

部員不足等に伴う複数校合同チームの大会参加について（改訂案）

1 要 旨

少子化に伴う、部員不足によってチーム編成が困難となった運動部の生徒に、日頃の練習の成果を発表する機会として、同様の状況にある他校の運動部との合同チームによる大会参加を認めるための手続きを定める。

2 対 象

原則として、個人の部をもたない競技種目の団体の部
(個人競技については、団体戦への出場はできないが個人戦への参加が可能であるため、当面は対象外とする。ただし、必要に応じて別途協議する。)

3 合同チーム編成のための基本的な考え方

- (1) 合同チームの編成が勝利至上主義的な発想で行われてはいけない。
- (2) 試合参加だけを目的とする合同チームの編成は認められない。
- (3) 部員不足であっても、学校長が認めた指導者のもとで継続的・計画的な活動が行われていること。
- (4) 合同チームでの中国ブロック大会及び全国大会への参加は認められない。

4 大会参加のための条件

- (1) 合同チームによる大会参加を希望する学校は、当該競技専門部に申請書（様式 1）を提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 競技専門部は、申請内容を審査し、大会参加を認めた場合は、承認通知書（様式 2）を申請校に通知するとともに、県高体連に報告書（様式 3）を提出する。
- (3) 大会参加にあたっては、各学校の教員が責任をもって引率すること。
- (4) 合同チームの監督は、当該校間で協議し決定する。
- (5) 合同チームの名称は、当該校間で協議し決定する。
- (6) 広島県教育委員会が指定した「連携校」における合同チームの参加については、別途定める規定による。
- (7) その他これ以外に、競技専門部が定める承認のための要件については、県高体連との協議を経て定めること。

〔参 考〕財団法人全国高等学校体育連盟 「規程集 2003」

(資料 3)「複数校合同チームについて（解説 1）」

(財)全国高等学校体育連盟